

【出資の評価 / 配当還元方式の適用の可否】

大阪地裁 平成 16 年 8 月 27 日判決

(平成 12 年(行ウ)第 5 号贈与税更正処分等取消請求事件(一部取消し)(双方控訴))

大阪高裁 平成 17 年 4 月 14 日判決

(平成 16 年(行コ)第 94 号贈与税更正処分等取消請求控訴事件(棄却))

[1] 取引相場のない株式の評価方法

1 原則的評価方式

大会社	類似業種比準方式	(評基通 179(1))
中会社	併用方式	(評基通 179(2))
小会社	純資産価額方式	(評基通 179(3))

2 例外的評価方式

配当還元方式 ((評基通 188 - 2))

$$\frac{\text{年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$$

2円50銭未満のもの及び無配のものは2円50銭とする。

[2] 争点

1 有限会社(A社)の出資の評価方法

A社の1口の払込金額	100万円	—	資本金	1万円
		—	資本準備金	99万円

甲の200口の払込金額	2億円	—	資本金	200万円
		—	資本準備金	1億9,800万円

甲が200口を贈与	—	長男	50口(資本金50万円)
	—	次男	150口(資本金150万円)

A社の同族株主はB社(代表取締役乙)

2 A社の出資の評価方法

主張・判示	甲の長男	甲の次男
原告 (配当還元方式)	(1万円×1/2×50口) 25万円	(1万円×1/2×150口) 75万円
	(100万円×1/2×1/2×50口) 1,250万円	(100万円×1/2×1/2×150口) 3,750万円
被告 (預け金)	(100万円×50口) 5,000万円	(100万円×150口) 1億5,000万円
裁決 (修正純資産価額方式)	(869,211円×50口) 4,346万円	(869,211円×150口) 1億3,038万円
大阪地裁 大阪高裁 (修正配当還元方式)	(100万円×1/2×50口) 2,500万円	(100万円×1/2×150口) 7,500万円

A社の出資状況等一覧表

順 号	年 月 日 異動事由	【出資及び資本金等の異動】			
		口数	引受金額/1口	資本金	資本準備金
		口	千円	千円	千円
	平成3年5月15日	1000	1000	10000	990000
	設立	1000	1000	10000	990000
	【出資者の内訳】 (出資割合)	B社 510口	(51%)	他1 490口	(49%)
	平成3年9月4日	700	1000	7000	693000
	第一回増資	1700	1000	17000	1683000
	【出資者の内訳】 (出資割合)	B社 510口	(30%)	他1 490口	(28.8%)
		他2 400口	(23.5%)	他3 300口	(17.7%)
	平成3年9月18日	1600	1000	16000	1584000
	第二回増資	3300	1000	33000	3267000
	【出資者の内訳】 (出資割合)	B社 1010口	(30.6%)	他1 490口	(14.8%)
		他2 800口	(24.2%)	他3 300口	(9.1%)
		他4 200口	(6.1%)	他5 500口	(15.2%)
	平成4年12月16日	300	1000	3000	297000
	第三回増資	3600	1000	36000	3564000
	【出資者の内訳】 (出資割合)	B社 1110口	(30.8%)	他1 490口	(13.6%)
		他2 800口	(22.2%)	他3 300口	(8.3%)
		他4 200口	(5.6%)	他5 500口	(13.9%)
		甲 200口	(5.6%)		

(注) 1 出資一口当たりの資本金は、1万円である。
 2 各表の下段書きは、累計を示す。

[3] 被告の主張

1 相続税法 22 条の時価について

相続税法 22 条は、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により評価されると規定する。

贈与における「取得の時における時価」とは、贈与により財産を取得した時における当該財産の客観的な交換価値、すなわち、それぞれの財産の状況に応じ、不特定多数の当事者間で事由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうと解すべきである。

納税者間の公平及び納税者の信頼保護の見地から、評価基本通達に定める方法が合理性を有する場合には、原則として評価基本通達に基づき評価することが相当である。

しかしながら、上記評価通達の趣旨からすれば、評価基本通達に定められた評価方式を形式的に適用することが、実質的な租税負担の公平を著しく害する結果となるなど、評価基本通達に定められた評価方式によらない評価を行うことが正当であるとして是認される「特別の事情」がある場合には、評価基本通達によらず、他の合理的な方法により評価するのが相当であると解される。

そして、かかる「特別の事情」という要件はいわゆる規範的要件であるから、これの有無を判断するに当たっては種々の評価根拠事実及び評価障害事実を総合考慮しなければならないものであり、その評価根拠事実としては、

本件出資が不自然・不合理であること

本件出資が行われたことにより、これがなされなかった場合に比べて、評価基本通達所定の方法による贈与財産の評価額が著しく減少すること

本件出資が贈与税負担軽減の意図に基づくものであること

といった事情が挙げられると解される。

2 本件出資に係る「特別の事情」の有無について

本件出資における事実関係について検討すると、以下の各事情が認められる。

A社は平成3年5月15日に設立され、他の出資者（B社を除く。）の贈与時点において開業2年ほどしか経ていない有限会社である。

甲のA社に対する出資金額は、2億円という多額のものであり、A社から高額な配当を得られることを期待して出資したにもかかわらず、甲は、A社から、設立時ないし平成8年2月28日までの各事業年度の間において、配当を受けていない。

A社の出資口数全体に対する出資割合の状況は、設立当初、同じく出資者であるB社が51パーセントであったが、その後のA社の増資においても、B社が常にA社の同族株主となるように意図的に出資割合を調整することにより、B社以外の出資者を常に同族株主以外の株主等に行っている。

出資1口当たりの額面金額（1万円）と払込金額（100万円）が大きく乖離している。

A社にあっては、出資金の100分の1を資本金、残りの100分の99を資本準備金とし、通常の経済活動を行う会社であれば合理的説明のできない異常な資本構成をとっている。

甲から本件贈与を受けた原告らは、本件申告において、本件出資を評価基本通達188-2に定める配当還元方式で評価し、原告長男25万円、原告次男75万円としている。

上記 ないし の事情を踏まえると、本件出資も、専ら、配当還元方式を定める評価基本通達188-2の適用を受けることにより、本件贈与に係る贈与財産の価額を大幅に圧縮し、これにより、原告らの贈与税の負担を減少させることだけを意図して、当初から計画的に実行されたものであったと認めることができる。また、甲は、本件出資及び配当を「預金」及び「利子」と申述していることから、通常の出資金とはその性質を異にするものであることが認められ、本件出資の目的は通常の投資と異なり配当金の取得にあったのではなく、贈与税の負担の軽減を図ることのみであったと推認されることから、上記のような「特別の事情」が認められると解すべきである。

原告らは、上記「特別の事情」に関し、「買取約束」がなければ「特別の事情」が認められない旨主張するが、1～記載のとおり、「特別の事情」の有無は、評価基本通達による評価方式を形式的に適用すると不適当な結果となるような状態が創出されているか否かによって判断されるべきであり、このような規範的要件である「特別の事情」の有無を判断するに当たっては、個別事件における種々の評価根拠事実及び評価障害事実を総合考慮しなければならない。したがって、仮に原告らが主張するような正式な契約の形式で「買取約束」が存在していなくても、上記の各事情を総合すれば、本件出資に「特別の事情」が認められることは明らかである。

なお、A社に対する他の出資者（B社を除く。）から贈与を受けた者のうち3人は、贈与税の申告後、贈与を受けたA社の出資を当該出資の払込金額と同額でA社に譲渡しており、甲についても、本件出資を出資金額の2億円とほぼ同じ価額で売却することが可能であることを乙らと約していたことが認められる。

以上のとおり、本件出資については、贈与税の負担の軽減を図ることを主たる目的としている「特別の事情」が認められるから、配当還元方式を定める評価基本通達188-2に定められた評価方式によらないで、他の合理的な方式により評価することが許されると解される。

3 評価基本通達188-2によらない場合の本件出資の評価方法について

(1) 純資産価額を基準とした評価方法を適用することが相当であること

配当還元方式を定める評価基本通達188-2のほかにかなる評価方法によるのが合理的であるか検討すると、出資は、会社資産に対する割合的持分としての性格を有し、会社の所有する総資産価値の割合的支配権を表象したものであり、社員は、出資を保有することによって会社財産を間接的に保有するものであるから、当該出資の理論的・客観的な価値は、会社の純資産の価額を出資口数で除したものと考えるのが相当であり、ま

た、そのような方法が、取引相場のない株式等の評価の原則的な評価方法といえるものである。

この点、原告らは、評価基本通達において、純資産価額方式以外の評価方法として、上場会社における取引相場であるとか、類似業種比準方式が認められていることを根拠に、純資産価額方式が原則ではない旨主張する。しかしながら、上記のとおり、純資産価額方式は、株価等の評価方法として高い合理性を有すると考えられるから、原告らの上記主張は失当である。

そして、A社は、甲を含むB社以外の出資者のほとんどが個人的な信頼関係により出資し、同社の経営を乙に任せているように、同族的色彩の濃い閉鎖的な会社であり、本件出資が贈与税の負担軽減を図る意図で取得されたものであって、本件趣旨における払込額とほぼ同額の払戻しを受ける意図・計画があることがうかがわれ、実質的には出資者に対し、その地位を有している間、本件出資を通じて出資額相当額の会社資産を支配させるものと評価できることからすれば、本件出資については、上記の純資産価額を基準とした評価方法を適用するのが相当である。

(2) 純資産価額を基準とした評価方法について

評価基本通達 185 ただし書には、評価基本通達 179(取引相場のない株式の評価の原則)の(2)(中会社の株式の価額)の算式及び(3)(小会社の株式の価額)の1株当たりの純資産価額については、1株当たりの純資産価額に100分の80を乗じて計算した金額とする旨定められていることから、本件出資の評価においても、同ただし書による計算を行うことも考えられる。

しかしながら、上記ただし書の趣旨は、小会社における同族株主による会社経営の実態は、個人事業者の場合と実質的にはほとんど変わることがないものが多いが、小会社の中には、複数の同族株主グループにより会社経営を行っているものがあり、このような小会社では、1同族株主グループの所有株式数だけでは会社を完全支配できないという実態が認められるので、株式の評価額を、このような実態に即したものとする必要があるところから、単独の同族株主グループの所有株式数によって会社支配を行っている場合の支配力との較差を考慮して、持株割合の合計が50パーセント未満である同族株主グループに属する株主の取得株式を純資産価額方式により評価する場合には、20パーセントの評価減を行うこととしているものである。

そうとすれば、評価会社において、各同族株主グループの利害対立やその会社支配力の較差が問題とならないなどの事情が認められる場合においては、上記評価減を理論上配慮する必要はないのであるから、このような会社の株式の純資産価額を判断する場合、上記ただし書を参酌する必要はないといえる。

まして、本件出資は、各出資者に強度の個人的信頼関係があり、また、贈与税の負担の軽減を図ることを主たる目的としている「特別の事情」が認められることからすれば、

本件出資の評価に当たっては、出資者の出資割合の多寡による同族株主グループ間の利害対立及び会社支配力の較差が問題となる余地はなく、会社の支配力の強弱等を考慮した上記ただし書を当然に適用する必要はない。そればかりか、本件出資の評価に当たり、同ただし書の適用を許せば、かえって他の納税者一般との関係で法の適用の不平等を生ずることになるのは明らかである。

なお、A社に対する他の出資者のうちの3名においては、取得したA社の出資を当該出資の払込金額（1口当たり100万円）と同額でA社に譲渡しており、仮に、取引実例を基に時価へアプローチする評価方法を採用するとしても、それによる評価額は、被告らが主張するところの評価額と近似する結果となるのであるから、このことから純資産価額を基準とした評価方法が適正であることは明らかである。

以上から、本件出資を適正に評価するに当たっては、評価基本通達185ただし書を適用する余地がないことは明らかである。

[4] 原告の主張

1 純資産価額を基準とした評価方法の不合理性

(1) 小会社は、その事業規模や経営の実態からみて個人事業に類似するものであり、これを株式・出資の実態からみても、会社経営者を含む同族株主が、その保有する株式を通じて会社財産を完全支配しているのであり、これは、個人事業者が自らその財産を所有している場合と実質的に変わらない。そこで、小会社の株式・出資については、それが会社財産に対する持分を表現していることに着眼して、1株当たりの純資産価額をもって株主・出資の評価とした、というのが純資産価額方式である（評価基本通達185本文）。

なお、評価基本通達185に定める純資産方式は、同ただし書において、持分割合が50パーセント未満の同族株主の出資につき、会社支配力の低減を考慮して20パーセントの評価減を行うこととしている。これに対し、被告らの主張は、本件出資が50パーセント未満の持分割合であるにもかかわらず、同ただし書の適用を排斥するものである（かかる評価方法を「修正純資産価額方式」という。）。

(2) ところが、本件においては、原告らは、同族株主等以外の株主に該当することは明らかである。したがって、法律上、原告らが本件出資を通じて会社を支配しておらず、それゆえ、本件出資を通じて会社財産を実質的に保有しているとはいえないことも明らかである。

さらに、実態上も、A社の出資比率は、同社の意図する地下げ事業の発案者である乙が、他の出資者から最大限出資を仰ぎつつ、しかも、その出資者から口出しされずに自由に、余裕をもって地下げ事業を行いたいとの方針から、甲の出資比率は、意図的に会社支配権を行使できない限度にとどめられている。

かかる経緯、実態からしても、原告らが本件出資を通じて会社に対する支配権を行使し得るということはあるまいし、したがって、本件出資を通じて会社の財産を実質的

に支配しているといえないことも明らかである。

したがって、本件出資につき、純資産価額方式を適用する根拠がそもそも存在しない。

とするならば、仮に配当還元方式を適用すべきでない特別の事情が存在するとしても、その場合に適用すべき他の合理的方法とは、純資産価額方式ではなく、まして、被告らの主張する評価基本通達 185 ただし書の適用をも排除するいわゆる修正純資産価額方式ではない。

なぜなら、配当還元方式、純資産価額方式のいずれにしても、それらを規定する評価基本通達は、「相続財産の評価は時価による」と定める相続税法 22 条を具体化したものであり、その趣旨はいずれも、租税負担の公平、納税者の便宜、課税事務の負担軽減等を勘案した上で時価を適切に把握しようというものであるところ、本件出資においては、原告らは何ら会社財産を実質的に支配していないにもかかわらず、会社財産を実質的に支配していることを根拠とする純資産価額方式を適用することは、租税負担の公平という趣旨に反するだけでなく、納税者の便宜、課税事務の負担軽減という趣旨からも何ら説明できないものである。

- (3) 商法上、発行価格の2分の1を超えない額は資本に組み入れないことができる旨規定されているところ（商法 284 条ノ2）、ほぼ全ての会社が資本組入額をこの許容限度いっぱい以下に低く抑え、できるだけ資本準備金への組入額を多くしている。

特に、非上場会社では、登録免許税の関係で、できるだけ資本金の額を抑えようとされるところから、時価発行の場合には、発行価格の2分の1ぎりぎりまで資本準備金に組み入れるのが実態である。

さらに有限会社では、資本の額と額面総額が一致することが必要とされていることから、額面超過額は全て資本準備金に組み入れられることとなる。

ところで、我が国の法人数は約 250 万社であり、その 99 パーセント以上が小規模、非上場会社である。すなわち、我が国の法人は、その大半が、その法人に存在するであろう「同族株主以外の株主」につき、その保有する株式・出資に対して配当還元方式が適用される小規模、非上場会社である。

そして、かかる会社の大半が、設立・増資の際に、額面超過額のうち、発行価格の半分を超えない限度で目一杯の額を資本準備金に組み入れ、有限会社では額面超過額を当然に資本準備金に組み入れているのである。

かかる会社の株式・出資につき、それを保有する同族株主以外の株主に相続・贈与が発生した場合、評価基本通達通り配当還元方式が適用されているのが課税実務の実際である。

本件においても、仮に1口の出資払込金 100 万円のうち、その半分の 50 万円を資本金に組み入れていたとしたら、課税庁は配当還元方式の適用を否定しなかったと思われる。

その場合には本件出資の評価は、1口当たり 25 万円となるのに対し、本件で被告らは1口当たり約 87 万円と主張している。このことから、被告ら主張の評価額が課税実務が

ら乖離していることは明らかである。

また、本件において、B社が所有しているA社に対する出資持分は、同族株主として純資産価額方式で評価されるが、持分割合が50パーセント未満であるから、本件基本通達185ただし書の規定により、1口当たり86万9211円の80パーセントに相当する69万5368円と評価される。これに対し、被告らが修正純資産価額方式を適用した結果、同族株主以外の株主である原告らの本件持分は、それ以上の価額である86万9211円と評価されているのであるが、これは明らかに不当なものである。

2 本件出資の評価方法

相続税法22条は、「相続財産の評価は時価による」と規定するところ、この時価とは、当該財産の客観的交換価値をいい、この交換価値とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定当事者間において自由な取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額を意味する。

そして、相続税法は、客観的交換価値を明らかにする合理的評価方法であれば、評価基本通達に規定のない評価方法であっても、それが納税者間の公平、納税者・課税事務の便宜という趣旨に沿う特段の事情がある限り、かかる評価方法をも許容する趣旨のものといえることができる。

さらに、評価基本通達所定の評価方法を適用する際に、当該財産に関する種々の事情を勘案して、その評価方法を変容することも、租税負担の公平に合致する限り、相続税法22条は認めているものと解される。

そこで、本件出資の評価方法についてみるに、原告らが同族株主以外の株主であり、本件出資を通じて会社財産を何ら支配しているわけではないという実態を踏まえれば、本件出資の評価方法は、基本的に収益還元方式の一種である配当還元方式によって評価すべきである。そして、評価の実態において、払込価格の半額が資本金に組み入れられるというのが慣例であることからして、本件出資においても、1口100万円の払込金額につき半額の50万円が資本金に、残りの50万円が資本準備金に払い込まれたものとして、これを配当還元方式で評価した25万円をもって、本件出資の評価とすべきである。

[5] 地裁の判断

1 配当還元方式によることの可否

本件出資は、配当還元方式が適用されるように出資割合を調整した上、本件基本通達188-2が1口当たりの資本金の額を基準に評価する旨定めていることを利用して、本件出資に係る引受金額のうち1口当たり1万円のみを資本金に組み入れ、残り99万円は資本準備金として、全額資本金に組み入れた場合の100分の1の評価額になるように設定することにより、極めて低額の税金の負担で、これを子である原告らに贈与することを目的としてされたものと認められるところ、このような1対99の割合をもってした資本金と資本準備

金への振り分けは何ら合理性を有しないものであり、専ら本件出資の評価額を低廉なものとするための方策に過ぎないものといわざるを得ない。この点、原告らは、A社の事業内容に照らし、1対99の割合をもってした資本金と資本準備金への振り分けには合理的な理由が存するものである旨主張し、別件の陳述書や証言調書中にはこれに沿う陳述ないし証言が存するが、これら陳述ないし証言は、上記認定に照らし、信用できない。

以上によれば、本件のように、専ら本件出資の評価額を低廉なものとするための方策として1対99の割合をもって資本金と資本準備金への振り分けをしているような場合にまで、評価基本通達 188-2 に定める配当還元方式を適用して本件出資の価額を評価することは、実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかであるというべきであるから、上記評価方法によらないことが正当と認められる特別な事情が存するものといえる。

したがって、本件出資については、評価基本通達 188-2 に定める配当還元方式を形式的に適用することなく、他の合理的な評価方法により評価すべきものと解するのが相当である。

2 純資産価額方式が採用できるケース

本件出資のような有限会社に対する出資の評価においても、純資産価額方式によるのを相当とする前提として、当該出資をした社員が当該有限会社を支配しているといえる状況が存することが必要であると解される。これに反し、当該出資をした社員が当該有限会社を支配しているとはいえないような場合にまで、純資産価額方式により算出した金額により、当該出資の有する客観的な交換価値が反映されているものと解する合理的根拠は見出し難い。

すなわち、個人企業のような状態で会社を支配している場合には、現在ある会社の資産を次の事業の再投資するか、会社を解散して財産を分配するかを決定できるから、会社を支配している者にとっては会社の資産は随時換金可能である。ところが、個人企業のような状態で他人に会社を支配されている場合には、折角会社に財産があっても、会社を支配している者がその財産を次の事業に投資することを止められず、いつの日か会社を支配している者が解散を決断するまでこれが繰り返されることになる。そして、それまでの間に事業が成功すれば多額の配当が受けられるものの、事業が失敗して損失を被った場合にはその損失を負担することになる。このような出資においては、現在ある財産よりも将来の予想配当が重要となるから、それが不特定多数の当事者間で純資産価額方式により算出した金額の価値があるとして取引されるとは認め難いのである。

3 純資産価額方式の採用の可否

B社ないし乙は、A社の事業を行うに当たり、本件出資を受け入れて土地、それも借地権付きのため市場性の低いものを購入するのである。それなのに本件出資を買い戻すという約束をするのであれば、最初から全額自己資金で事業を行えばよいのであって、本件出

資を受け入れるメリットはない。すなわち、出資というのは、本来資金不足の会社が資金を補うために受け入れるものであるから、買い戻す約束をしてしまうと、買い戻す際に買い戻し資金が不足して窮するのである。

のみならず、A社の行っている事業は、借地権が付いている土地を購入して転売するという「地下げ事業」である。そして、土地の価格は上昇することもあれば下落することもあるうえ、土地の転売に成功するかどうかは借地人の意向や経済力にかかっているから、地下げ事業により利益を得ることが絶対確実と言い切れないことは自明である。そうだとすると、乙において、甲ないし原告らが本件出資を出資金額の2億円とほぼ同じ価額で売却する（換言すれば、A社、B社ないし乙が購入する）という約束をしてしまうと、地価下落や地下げ事業失敗のリスクはB社ないし乙が負担することになってしまう。

すなわち、万一、土地が転売できないうちに価格が下落してA社の純資産が出資金総額を大幅に下回った場合、A社、B社ないし乙は、2億円を大幅に下回る価値しかない本件出資を約2億円で買い取らなければならない羽目になってしまい、損失を被るのである。

ところが、B社や乙が、その損失のリスクに備える保証料や手数料を受け取ったと認めるに足りる証拠もなく、甲のためにそのようなリスクを負担しなければならない事情は窺えない。

A社が、出資金を預貯金、公社債等リスクの少ない商品で運用しているなら、出資金とほぼ同額くらいで本件出資を買い戻す約束をすることが可能であろうが、A社の地下げ事業は、預貯金、公社債等への投資とは異なり、安全確実でも換金容易でもない資産に投資するものであるから、出資金とほぼ同額くらいで本件出資を買い戻すという約束は不合理であって、明確な裏付資料なしに認定し得るものではないのである。

もっとも、A社として、その行う事業の成果により、将来的には出資した金額と同程度の金額の回収が見込まれることを説明して、出資を募ったものと認められることは、甲を含むA社への出資者や、当該出資の贈与を受け、あるいは当該出資を相続した者において、当該出資に係る払込金額と同程度の金額の回収を図るため、A社に働きかけを行うであろうことは、容易に推測されるところである。

しかしながら、A社への出資とA社の土地の購入の状況等に照らせば、A社として、出資者等からの上記働きかけにすべて応じることができるといえるような状況にあったものとは認められない。

現に、本件メモや本件自筆メモの記載内容から、甲においても、A社側に対して本件出資の回収を企図した働きかけを行ったものと推測されるのに対し、本件出資の買戻し等による本件出資に係る払込金額相当額の回収の回収は実現していない。してみれば、A社に対する出資者ないしその譲受人中に当該出資の払込金額と同額でA社に譲渡している者がいるとしても、そのことをもって、A社の出資者が、当該出資の買戻しの要求を行うこと等により、A社に対する実質的な支配力を有しているものと解することもできない。

以上から、本件出資について、甲ないし甲から本件出資の贈与を受けた原告らにおいて、

A社に対する支配権を有していたものと認めることはできない

記載の検討結果に照らせば、本件出資の価額について、被告税務署長らが主張する純資産価額方式により評価することが相当であるとは言い難い。

4 本件の評価方法

(1) 配当還元方式の考え方を参酌して評価

上記認定のように、甲ないし甲から本件出資の贈与を受けた原告らにおいて、A社に対する支配権を有するものではなく、また、A社からの本件出資の払込金額相当額の回収を期待していたとはいえ、同回収が確実なものとして約束されていたとはいえないことにかんがみれば、本件出資の時価すなわち客観的交換価値としては、結局本件出資に対する配当を期待する限度に止まるものと解さざるを得ない。

この点、A社の事業の性格から、当面の配当は期待し難いものの、同事業が順調に推移した場合には、多額の配当あるいは状況に応じて払込金額相当額の回収自体も可能と認められるが、これらもあくまでそのような可能性があるというに止まり、確実なものとはいえない。

したがって、本件出資の客観的な交換価値を把握することは非常に困難なものといわざるを得ないが、評価基本通達 188-2 の定める配当還元方式の考え方そのものは優れて合理的なものであることに照らせば、本件出資を評価するについても、上記配当還元方式の考え方を参酌して評価するのが、客観的な交換価値の把握方法として相当であると解される。

もっとも、本件において、専ら本件出資の評価額を低廉なものとするための方策として 1 対 99 の割合をもって資本金と資本準備金への振り分けをしており、評価基本通達 188-2 に定める配当還元方式を適用して本件出資の価額を評価することが実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかであって、上記評価方法によらないことが正当と是認される特別の事情が存するものといえる。

この場合、評価基本通達 188-2 の定める配当還元方式の考え方自体には合理性があり、上記資本金と資本準備金への 1 対 99 の振り分けが合理性の存しない租税回避目的のものと認められることにかんがみ、また、本件事業が順調に推移した場合には多額の配当あるいは状況に応じて払込金額相当額の回収自体も可能となることをも踏まえると、本件出資に係る払込金額(1口当たり 100 万円)全額を資本金に当たるものとした上で、評価基本通達 188-2 に定める方式に準じて本件出資の価額の評価をするのが相当と解される。

この点、原告らは、特に非上場会社においては、時価発行の場合、発行価格の 2 分の 1 ぎりぎりまで資本準備金に組み入れるのが実態であるとして、本件出資の評価においても、1 口当たり 100 万円の払込金額のうち半額の 50 万円を資本金に当たるものとした上で評価基本通達 188-2 に定める方式に準じて本件出資の価額の評価をすべき旨主張する。

しかしながら、原告ら主張のような実態が存するとしても、A社に対する出資につい

ては、原告ら主張のように1口当たり100万円の払込金額のうち半額の50万円を資本金に充て、残り50万円を資本準備金に充てるといった取扱を行っていないのであるから、本件出資の価額の評価に際し、1口当たり100万円の払込金額のうち半額の50万円を資本金に当たるものとして評価することが相当であるとは認められない。

以上から、評価基本通達 188-2 に定める方式に準じ、出資1口当たりの資本金額を払込金額の100万円とした上で、本件出資の価額を評価するのが相当であるところ、これによれば、本件出資の価額は1口当たり50万円と評価すべきこととなる。

< 188 - 2 : 同族株主以外の株主等が取得した株式の評価 >

解説

本項は、前項に定める株式に適用する特例的評価方式の評価方法を具体的に定めたものである。

この評価方式は、その株式に係る年配当金額を基として計算した配当還元価額によって評価する方式であるが、これは、事業経営への影響の少ない同族株主の一部及び従業員株主などのような少数株主は、単に配当を期待するにとどまるとい実質のほか、評価手続きの簡便性をも考慮して例外的に採用した方式である。

1 省略

- 2 この配当還元価額を計算する、いわゆる配当還元方式とは、その株式を所有することによって受ける利益の配当金額を、一定の利率で還元して元本である株式の価額を求めようとするものであって、いわゆる収益還元方式の一つである。

元本の価額に還元されるべき配当金額は、評価会社の直前期末以前 2 年間の各事業年度における年平均配当金額とし、元本の価額に還元すべき利率は 10%としている。

- 3 配当還元方式は、株式を所有することによって受ける利益、すなわち配当金の額を収益とする収益還元的方式であるから、収益の額と資本（元本）還元率をどのように見積るかという点がもっとも重要となる。そこで、配当還元方式における収益の額は、株式の過去 2 年間における平均配当金額によるとともに、特別配当、記念配当等で継続性の認められないものの金額を除外することによって通常的な配当金額を求め、その金額を基として評価することにより評価の安定性及び安全性を図ることとしている（評基通 183 の(1)参照）。

また、資本（元本）還元率を 10%としているのは、取引相場のない株式は、将来の値上がり期待その他配当金の実額による利回り以外の要素がある上場株式とは異なっていること、また、収益が確定的であり、安定している預金、公社債とは異なることなどから、比較的高い還元率を採用することによって評価の安全性を図ることとしたものである。

なお、年配当金額が 1 株の資本金の額を 50 円とした場合、2 円 50 銭に満たないとき又は無配であるときには年配当金額を 2 円 50 銭とすることとしているが、これは、一般的にあって、取引相場のない株式の発行会社においては、実際に配当可能利益があるにもかかわらず、政策的にこれを留保し配当しない場合が多くみられることを考慮している。